

広島県選挙管理委員会告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十七日

令和四年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、令和四年二月二十五日提出の「公明党衆議院小選挙区広島3区総支部」の令和三年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

政治団体の名称	訂正前	訂正後	訂正願受理年月日
公明党衆議院 小選挙区広島 3区総支部	6 資産等の内訳 [敷金]	6 資産等の内訳 [敷金] 西 博行 1,680,000 円 令和3年12月22日	令和七年 一一月一四日